政府保有株式の売却について

(注) この文書は、日本国内におけるいかなる有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下、「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。東京地下鉄株式の実際の売却を行う際には、金融商品取引法等の関連法令上必要な手続に従って、これを行うこととなります。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行い、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。

令和3年12月8日 財務省理財局

政府保有株式の売却

○ 政府保有株式の売却に際しては、公正・公平な処分を確保する観点から、売却に向けた基本的な方針等 について、財政制度等審議会国有財産分科会において審議の上、答申を得ている。

への諮問・答申財政制度等審議会

」 主幹事選定作業

土幹 事 証 券

□ 売出し準備

(売出しの対外公表)

市場での売却

(参考)日本郵政株式の上場時の実績

【平成26年4月~6月】

【平成26年10月】

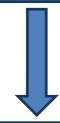
【平成27年9月】

【平成27年11月】

主幹事証券会社の選定について

- 主幹事証券会社は、グローバルコーディネーターとブックランナーに区分される。前者は案件全体を束ねる役割を担い、 作業運営、販売戦略の検討・提案等を行い、後者は投資家の購入需要・購入希望価格等の調査・集計を行う。
- 主幹事証券会社選定基準に基づき、書類審査及び口頭審査により主幹事証券会社を選定。

①書類審査



提案書に記載される過去の実績等の定量的要素等について審査

- (※1) 書類審査の段階で、口頭審査を実施する対象とする証券会社の数を一定数に絞り込む ことも考えられる
- (※2) 国内証券会社たる主幹事と外国証券会社たる主幹事との果たすべき役割の相違に鑑み、 国内証券会社と外国証券会社とで評価すべき項目に若干の差異を設けることも考えられる

審査基準 (例)

- 過去に主幹事等を務めた実績 (民営化及びそれ以外の案件)
- ・ その他販売力等を示す指標

②口頭審査



証券会社との面接により売出しに関する提案等を聴取・審査

③主幹事選定

最終的な主幹事証券会社の選定に当たっては、書類審査における評点と 口頭審査における評点の両者を総合的に勘案した上で、最もふさわしい社を 選定

審査基準(例)

- ・ 特殊会社株式に関する調査・分析
- ・ 引受団の編成等の考え方
- ・ 売却日程についての考え方
- ・ 特殊会社株式の販売戦略
- ・ 手数料の水準等
- 内部体制
- (※3)選定する主幹事証券会社の数、引受団の編成等については、基本的には、売却時における市場環境、株式売出しを巡る状況、 その時点における市場慣行等を踏まえ適切に判断
- (※4) 主幹事証券会社の選定に当たっては、審議会からいただいた答申を基に、事務局において審査要領を策定

過去のNTT・JT・日本郵政の売却状況

○ 政府保有株式の売却に際しては、会社による自己株式の取得に応じる場合を除き、近年、市場慣行となっている ブックビルディング方式を採用している。

法人名	0	売却時期	売却株式数 (万株)	売却割合 (対発行済株式数)	売却総額 (億円)	売却方式	売出人
NTT	1	昭和62年2月	195.0	12.5%	23,746	入 札 ・売 出 し 組 合 せ 方 式	大蔵省
	2	昭和62年11月	195.0	12.5%	49,725	引 受	大蔵省
	3	昭和63年10月	150.0	9.6%	28,500	引 受	大蔵省
	4	平成10年12月	100.0 *3	6.3%	8,550	ブックビルディング方式	大蔵省
	_	平成11年7月	4.8	0.3%	720	NTTによる自己株式の取得	大蔵省
	5	平成11年11月	95.2	6.0%	15,860	ブックビルディング方式	大蔵省
	6	平成12年11月	100.0	6.3%	9,490	ブックビルディング方式	大蔵省
	-	平成14年10月	9.2	0.6%	396	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	-	平成15年10月	8.5	0.5%	459	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	-	平成16年11月	80.0	5.0%	3,664	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	-	平成17年9月	112.3	7.1%	5,424	NTTによる自己株式の取得	財務省
	_	平成23年7月	5,751.4 ※3	4.0%	2,234	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	-	平成24年2月	4,182.1	3.2%	1,583	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	-	平成26年3月	2,601.0	2.3%	1,533	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	_	平成 26年 11月	3,508.9	3.1%	2,301	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	_	平成 26年 11月	106.8	0.1%	68	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	_	平成28年6月	5,900.0 ※3	2.8%	2,672	NTTによる自己 株 式 の 取 得	財務省
	_	令和元年9月	4,866.7	2.5%	2,495	NTT による自己 株 式 の 取 得	財務省
		合 計	27,966.8		159,420		

法人名	0	売却時期	売却株式数 (万株)	売却割合 (対発行済株式数)	売却総額 (億円)	売却方式	売出人
	1	平成 6 年 10月	39.4	19.7%	5,670	入 札 ・売 出 し 組 合 せ 方 式	大蔵省
	2	平成8年6月	27.2	13.6%	2,220	ブックビルディング 方 式	大蔵省
	-	平成 15年 10月	4.4	2.2%	332	【 丌による自己 】 株 式 の 取 得 】	財務省
JT	3	平成 16年 6 月	28.9	14.5%	2,439	ブックビルディング 方式	財務省
J1	4	平成 25年 2月	8,007.1 *4	4.0%	2,306	JT による自己 株式の取得・	
		平成 25年 3月	25,326.2	12.7%	7,469	ブックビルディング 組 合 せ 方 式	財務省
		<u>i</u> †	33,333.3	16.7%	9,775		
		合 計	33,433.3		20,436		
	1	平成 27年 11月	49,500.0	11.0%	6,930	ブックビルディング 方 式	財務省
	-	平成 27年 12月	38,290.2	8.5%	7,302	日本郵政による 自己株式の取得	財務省
	-	平成29年9月	7,247.5	1.6%	995	日本郵政による 自己株式の取得	財務省
日本郵政	2	平成 29年 9月	99,009.9	22.0%	13,089	ブックビルディング 方 式	財務省
	_	令和3年6月	27,609.1	6.1%	2,500	日本郵政による 自己株式の取得	財務省
	3	令和 3 年 10月	102,747.7	27.3%	8,431	ブックビルディング 方式	財務省
		合 計	324,404.3		39,248		

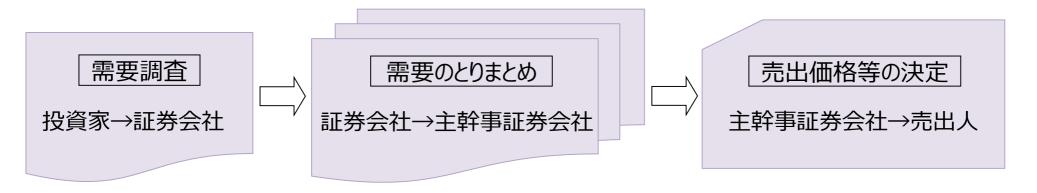
- (※1) 単位未満四捨五入。
- (※2) は会社による自己株式の取得に応じた売却。
- (※3) 平成7年11月、平成21年1月及び平成27年11月 株式分割を実施(1:1.02、1:100及び1:2)。
- (※4) 平成18年4月及び平成24年7月 株式分割を実施(1:5及び1:200)。

ブックビルディング方式による売却とは

ブックビルディング方式による株式売却とは、

- ① 投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売出価格を決定し、
- ② その売出価格で証券会社が株式の引受けを行い、
- ③ 証券会社は、引き受けた株式を、さらに投資家へ売却する方法。

<ブックビルディングのプロセス>



- ○証券会社に対し投資家が価格毎 の需要を提出
- ○主幹事証券会社が、シンジケート団(証券会社) の需要結果をとりまとめ
- ○主幹事証券会社が売出人に売出価格等を提案 →売出人が売出価格等を決定
- ○売出人は証券会社との間で売出引受契約を締結

(参考1) 日本郵政株式の売却に係る主幹事証券会社選定基準について

日本郵政株式会社の株式の処分について(平成26年6月5日財政制度等審議会答申)(抄) ○外国証券会社を含む多くの証券会社が対象 国内証券会社はもとより外国証券会社を含む多くの証券会社を対象 ○引受け能力等を総合勘案 過去の実績等の定量的要素と、売出しに関する提案の内容等定性的な要素の両者を勘案することにより、証券会社の引受け能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要 ○募集要領は広範に配布 一定の要件を満たし参加希望を有するすべての証券会社に配付すべき 手 ○審査の手順 提案書に記載される過去の実績等の定量的要素等について審査(書類審査)した後、証券会社との面接により売出しに関する提案等を聴取・審査(口頭審査)する、との手順を踏むことが適当 ○国内・外国の証券会社の取扱いの差異 果たすべき役割の相違に鑑み、国内証券会社と外国証券会社とで評価すべき項目に若干の差異を設けることは差し支えない ○書類審査 A 過去に主幹事等を務めた陸運業、銀行業及び保険業関係の民営化案件の実績 B 過去に主幹事等を務めた陸運業、銀行業及び保険業関係以外の民営化案件の実績 C 過去に主幹事等を務めた民営化案件以外の陸運業、銀行業及び保険業関係案件の実績 D 過去に主幹事等を務めた日本株式案件(海外において募集・売出しが行われたもの)の実績 E 日本郵政株式への取組みについての実績 F その他国内及び海外における販売力等を示す指標 ○口頭審査 A 日本郵政株式に関する調査・分析の内容等 B 引受団の編成等についての考え方 C 売却日程についての考え方 D 日本郵政株式の販売戦略 E 投資需要の見込み方 F 需要積み上げの方法等 G 手数料の水準等 H 内部体制 I その他引受姿勢等 ○書類審査 過去の実績等について原則として数値データにより客観的に得点化を行い、その総合評点により評価を行うことが適当 ○口頭審査 方 必ずしも数値化されたデータを活用し得るという性格のものではないことに鑑み、複数の評定者が、各々独立に、かつ、極力公正・客観的に各項目について評点を付し、これを合算して証券会社毎の 口頭審査における総合評点とすることが適当 ○主幹事証券会社の数、引受団の編成等 選定する主幹事証券会社の数、引受団の編成等については、基本的には、売却時における市場環境、日本郵政株式売出しを巡る状況、その時点における市場慣行を踏まえ適切に判断すべき 0 ○審査過程の非公表 審査過程を全て公表することは適当でないが、審査過程のより一層の透明性を確保するための方策を検討することが望ましい

(参考2)有価証券上場規程施行規則(抄)(東京証券取引所)

(上場前の公募等の手続)

- 第233条 新規上場申請者が、<u>上場前の公募等を行う場合には、</u>新規上場申請者及び元引受取引参加者は、<u>次の各号に掲げるいずれかの手</u> 続を行うものとする。
 - <u>(1) ブック・ビルディング</u>
 - (2)競争入札による公募等

(公開価格の決定)

- 第234条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとする。
 - (1) ブック・ビルディングを行う場合 ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況
 - (2) 競争入札による公募等を行う場合 競争入札による公募等における落札加重平均価格(落札価格に落札株式数を乗じて得た金額の合計額を総落札株式数で除する 方法により加重平均して得た価格をいう。以下同じ。)その他の当該競争入札の実施状況
- 2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。